

伊勢崎市高齢者が生き生きと活躍できる社会の実現の推進に関する条例戦後、日本の目覚ましい発展を支えてきた方々は高齢者となり、人口減少とあいまって少子高齢化が顕著になってきた。伊勢崎市においても、市町村合併を成し遂げ、経済や社会の健全な発展を支えてきた方々の高齢化は例外でない。少子高齢化は、将来の労働人口の減少、社会保障費の増大、地域社会の衰退など、様々な観点から社会問題となっている喫緊の課題であり、国や群馬県と共に、解決に向けて長期的な視点を持ちながら、着実に実効性のある施策を粘り強く進める必要がある。

そうした中で、平均寿命はもちろん健康寿命も大きく伸び、人生100年時代の到来が言われている。高齢者の人生設計に対する考え方が変化する中で、単に年齢による区別でなく、個人の希望と適性に合った生活を送ることができる社会を目指す必要がある。また、高齢者が生き生きと活躍できる社会の実現のためには、多様な就労の確保、社会参加のための環境整備、健康寿命の更なる延伸のための取組、医療・福祉サービスの充実及びデジタルトランスフォーメーションの活用によって高齢者の活躍の場を一層広げる必要がある。

伊勢崎市は、地域における連携の下で、世代を超え、多様な市民が共に暮らせる社会を構築し、持続可能な地方都市として発展するために、様々な主体と連携し、高齢者がより長く元気に活躍できる社会の実現を推進することを決意し、この条例を制定する。

【解説】

- ・前文は、この条例を制定するに至った背景を記した上で、課題解決の方策としての条例化の意義と、条例化により目指す方向性について述べています。
- ・伊勢崎市はこれまでの歩みの中で、県内でも有数の人口増加都市として発展してきました。しかし、近年の我が国における急激な少子高齢化は、比較的若年層の多かった本市としても例外ではなく、現在では全人口における65歳以上の割合は25.5%（令和4年4月1日時点）まで上昇しています。
- ・こうした少子高齢化の進行は人口減少とあいまって、様々な社会問題を発生させています。これらの問題は行政全体の政策的課題として、解決に向けて長期的に粘り強く対応していく必要があります。
- ・その一方で、健康寿命は伸びてきている（平成22年は男性70.42歳、

女性 73.62 歳。令和元年は男性 72.68 歳、女性 75.38 歳。全て全国平均。) ことを鑑みれば、高齢者を支える発想とともに、地域社会の担い手として高齢者の活躍の場を一層広げることが問題解決の一つになると考えられます。

・また、全ての人間がいずれは高齢者になることを考えれば、高齢者が生き生きと活躍する姿を見せることは、若年層も含めた全ての世代に対して将来への希望を抱かせることにも繋がります。

・意欲ある高齢者の能力発揮を可能とし、個人の希望と適性に合った生活が送れる、生き生きと活躍できる社会を、この条例により実現を推進する社会像としています。

※「デジタルトランスフォーメーション」とは、デジタル技術を用いた変革により、ビジネスや人々の生活を発展させることを指します。

(目的)

第 1 条 この条例は、高齢者が生き生きと活躍できる社会の実現の推進に関し、基本理念を定め、市の責務並びに市民、事業者及び地域活動団体の役割を明らかにするとともに、高齢者が生き生きと活躍できる社会の実現に係る施策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な事項を定めることにより、もって高齢者が地域社会の担い手として、より長く元気に活躍できる社会の実現に寄与することを目的とする。

【解説】

- ・第 1 条は、条例の目的について定めています。
- ・この条例の目的は、高齢者が生き生きと活躍できる社会の実現の推進に関する基本理念等を定めることにより、高齢者が地域社会の担い手として、より長く元気に活躍できる社会の実現に寄与することです。
- ・「基本理念」は第 3 条に、「市の責務並びに市民、事業者及び地域活動団体の役割」は第 4 条から第 6 条に、「高齢者が生き生きと活躍できる社会の実現に係る施策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な事項」は第 7 条から第 9 条にそれぞれ定めています。
- ・地域社会の担い手とは、高齢者を支えられる側としてだけでなく、就労や生

涯学習、地域活動、世代間交流など様々な分野での主体となることを指しています。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 市民 市内に住所を有する者及び市内に勤務し、又は在学する者をいう。
- (2) 事業者 市の区域内において商業、工業その他の事業を営むものをいう。
- (3) 地域活動団体 ボランティア団体、民間非営利組織、自治会その他の地域組織及びグループをいう。

【解説】

- ・第2条は、この条例で使用する用語について定めています。
- ・「市民」は、本市の区域内に居住する者だけではなく、通勤や通学する者も含まれます。
- ・「事業者」は、本市の区域内において事業活動を行う個人と、株式会社、有限会社、社団法人、財団法人、社会福祉法人、学校法人、医療法人などの法人が該当します。
- ・「地域活動団体」は、「事業者」以外のボランティア団体、民間非営利組織、自治会、老人クラブ、民生児童委員、サークルなどの団体が該当します。
- ・「高齢者」の定義については、年齢による一律での区別はこの条例の趣旨に合わない判断し、定めていません。また、高齢者自体は、各主体に含まれるという位置付けであり、高齢者を含む全ての主体に対して、高齢者が活躍できる社会の実現を求めています。

(基本理念)

第3条 高齢者が生き生きと活躍できる社会の実現の推進は、市、市民、事業者及び地域活動団体の適切な役割分担並びに相互の連携及び協力の下に、次に掲げる事項を基本として、行われなければならない。

- (1) 創意工夫を生かした自主的かつ主体的な取組を尊重すること。
- (2) 高齢者が地域社会の担い手として誇りと生きがいを感じながら、その希

望と適性に合った活動に取り組むことができる環境の形成に寄与すること。

【解説】

- ・第3条は、高齢者が生き生きと活躍できる社会の実現の推進に関する基本理念を定めています。
- ・高齢者が生き生きと活躍できる社会を実現するには、その社会の在り方についての基本理念を示すことが重要であるとの認識から定めたものです。
- ・高齢者が生き生きと活躍できる社会の実現の推進は、市が単独で取り組めるものではなく、市民、事業者及び地域活動団体といった様々な主体との適切な役割分担並びに相互の連携及び協力の下に、第1号及び第2号で掲げる事項を基本として行われる必要があります。
- ・第1号では、創意工夫を生かした自主的かつ主体的な取組を尊重すること、としています。「創意工夫を生かした」とは、趣味趣向の変化やライフスタイル多様化への柔軟な対応、技術革新の積極的活用などを想定し、「自主的かつ主体的な取組」とは、各主体が自らの意思に基づき、自らが考えた取組を行うことを指しています。
- ・第2号では、高齢者が地域社会の担い手として誇りと生きがいを感じながら、その希望と適性に合った活動に取り組むことができる環境の形成に寄与すること、としています。
- ・各主体による第1号に掲げた取組を尊重しつつ、それらの取組が、第2号に掲げた高齢者の希望と適性に合った活動に取り組むことができる環境の形成に寄与するものであることを基本理念として掲げています。

(市の責務)

第4条 市は、前条に定める基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、高齢者が生き生きと活躍できる社会の実現の推進に関する基本的かつ総合的な施策を実施する責務を有する。

【解説】

- ・第4条は、市の責務として、第3条で定めた基本理念に基づき、様々な高齢者の活躍推進のための施策を実施することとしています。
- ・「総合的な」とすることで、就労や生涯学習、地域活動、世代間交流などの様々

な分野において、市は施策に関与する役割があることを定めています。

(市民の役割)

第5条 市民は、基本理念にのっとり、高齢者が生き生きと活躍できる社会の実現の重要性について理解を深め、市による高齢者が生き生きと活躍できる社会の実現の推進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

【解説】

- ・第5条は、市民の役割について定めています。
- ・第3条で定めた基本理念に基づき、高齢者が活躍する社会の重要性について理解をした上で、市が実施する施策に協力することを定めています。
- ・対象を高齢者でなく市民とした理由は、高齢者向けの施策であっても他の世代の協力が必要な場合があることや、全ての人間がいずれは高齢者になるという考えから、高齢期を見据えた施策への関与を全世代の市民に促しています。

(事業者及び地域活動団体の役割)

第6条 事業者及び地域活動団体は、基本理念にのっとり、それぞれの実情に応じ、高齢者が生活を円滑に営むための支援、高齢者が生き生きと活躍できる機会の提供その他高齢者が生き生きと活躍できる社会の実現の推進に寄与する取組を効果的に行うよう努めるものとする。

2 事業者及び地域活動団体は、市が実施する高齢者が生き生きと活躍できる社会の実現の推進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

【解説】

- ・第6条は、事業者及び団体の役割について定めています。
- ・第3条で定めた基本理念に基づき、それぞれの実情に応じた取組を効果的に行うことを定めています。
- ・「それぞれの実情に応じ」とは、事業者や団体の範囲は多岐にわたり、それぞれの置かれた状況も多種多様であるため、取組の方法も様々であるという考えによるものです。
- ・第2項では、市が実施する施策に協力することを事業者及び団体に課しています。

(活躍の機会の確保等)

第7条 市は、事業者及び地域活動団体と連携し、高齢者が生き生きと活躍できるよう、その年齢等にかかわらず、様々な経験を通じて習得した知識及び技能を最大限に発揮して活躍できる機会の確保その他必要な施策を推進するものとする。

【解説】

- ・第7条は、高齢者が生き生きと活躍できる社会実現のために、高齢者の有する知識及び技能を最大限に活用できる機会の確保や創出が重要と考え、その推進について定めています。
- ・一例として、生涯学習に関する専門的な知識や経験、技術を持つ市民を生涯学習支援ボランティアとして活用するまなびい先生などの施策を推進しており、こういった施策をさらに拡充することが想定されます。
- ・シルバー人材センターでは、会員の能力や経験を活かした仕事の斡旋を行うなどの工夫を行っています。また、老人クラブでは、児童の登下校時の見守りといった地域の交通事情に精通した会員による奉仕活動を担っており、これらの取組の推進支援が必要と考えられます。
- ・施策の主体は市となりますが、必要に応じて事業者及び団体との連携が必要になると考えられます。

(広報及び啓発)

第8条 市は、高齢者が生き生きと活躍できる社会の実現の重要性について市民の理解を深めるために必要な広報活動及び啓発活動を行うものとする。

【解説】

- ・第8条は、高齢者が生き生きと活躍できる社会実現のために、その重要性が広く市民に浸透するよう、市が必要な広報活動及び啓発活動を行うことを定めています。

(財政上の措置)

第9条 市は、高齢者が生き生きと活躍できる社会の実現に係る施策を推進す

るため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

【解説】

・第9条は、高齢者が生き生きと活躍できる社会実現の推進のために必要となる財政上の措置を、市への努力義務として課しています。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。